

第 3 部 各国の基礎データ

基礎データ

国名	ブルネイ・ダルサラーム国		
人口	38 万 3,000 人（2006 年、外国人在留者含む） ¹		
関係法令	1999 年既婚女性法（Married Women Act）		
政府の方針	不明		
関係行政機関 ²	文化青年スポーツ省地域開発局 ³	家庭内暴力を含む、家族と子どもにおける諸問題についての責任を負う	
	ブルネイ警察ドメスティック・バイオレンス班 ⁴	加害者の検挙	
	司法省 ⁵	関連法の草案	
シェルター	公的	少なくとも 1 ヶ所 ⁶	
	民間	不明 ⁷	
関係 HP リンク	不明		
備考	特記なし		

¹ 外務省 2008

² 2007 年 12 月現在での在日ブルネイ大使館からの回答および Junaidi & Sharbawi 2006 に基づく。

³ Ministry of Culture, Youth, and Sport, Department of Community Development

⁴ Royal Brunei Police Force Domestic Violence Unit

⁵ Attorney General's Chambers

⁶ 文化青年スポーツ省地域開発局が運営する「Taman Noor Hidayah」というシエルトターに関する記述が見られる (U.S. Department of State 2008)。また、文化青年スポーツ省地域開発局が運営する少女を対象とするシエルトターが数ヶ所あることが推測される (Junaidi & Sharbawi 2006)。

⁷ 2004 年の報道に、「かつて Brunei Women's Council が被害者と子どもを対象にカウンセリングと所得創出プログラムを行っていたが、現在は資金と人材不足により中止されている」という記述が見られる (Brunei Times 2004)

参考文献

外務省 2008 年 2 月「ブルネイ・ダルサラーム国 (基礎データ)」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/data.html> (2008 年 3 月 18 日アクセス)

Brunei Times. 2004, January 14. "ACWW Out to Fight Domestic Violence Stats." Available on the Government of Brunei Website at

<http://www.rtb.gov.bn/NewsUpdate/2004/January/140104/main2.htm> (accessed on March 18, 2008)

Junaidi, Mohammad Yusree and Zuraini Sharbawi, Attorney General's Chambers, Brunei Darussalam. 2006. "The Protection of Victims, Particularly Women and Children, against Domestic Violence, Sexual Offense and Human Trafficking—the Brunei Experience." Speech made at the 9th General Assembly on Challenge of Globalization to Legal Services, November 22-26. ASEAN Law Association. Bangkok: Thailand.

http://www.aseanlawassociation.org/9GAdocs/w5_Brunei.pdf (accessed on March 18, 2008)

U.S. Department of State. 2008, March 11. "Brunei." *Country Reports on Human Rights Practices 2007*. <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100514.htm> (accessed on March 18, 2008)

基礎データ

国名	カンボジア王国	
人口	1,456 万人（2008 年推計） ¹	
関係法令	2005 年ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者保護法 (Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims)	
政府の方針	女性に対する暴力と立ち向かう国家活動計画（The National Action Plan to Combat Violence against Women） ²	
関係行政機関 ³	女性省 ⁴	被害者保護
	州・市裁判所	保護命令
シエルター	公的	不明 ⁵
	民間	少なくとも 3 ヶ所 ⁶
関係 HP リンク	不明	
備考	政府と NGO の連携の具体例としては、以下のような記述が散見された。 - 女性省によると、「女性に対する暴力と立ち向かう国家活動計画」は、行政機関に加え、NGO も審議会のメンバーに召集すると報告⁷。また、女性省は民間 NGO 主導のジェンダーと開発ネットワーク（Gender and Development Network of Cambodia, GADNet）に参加し、月例会議を持っている。GADNet では、カンボジア男性ネットワーク（Cambodian Men's Network）という団体を後援し、「女性に対する暴力に反対する男性の会」として毎年 11～12 月に行われる女性に対する暴力反対キャンペーンに参加している⁸。 1995 年にドメスティック・バイオレンス対策プロジェクト（Project Against Domestic Violence）という NGO が組織され、他の NGO スタッフや自治体職員、警察、裁判所、省職員に対して、ドメスティック・バイオレンスに関する研修を行い、関係省庁での政策提言、法的強制力の増進、学校教育における DV 学習カリキュラムを実現するために活動した⁹。 - 女性・退役軍人省（当時）は、女性 NGO 団体の協力で国連女性開発基金の支援を受けて、ドメスティック・バイオレンス法案を立案した¹⁰。	

¹ Cambodia National Institute of Statistics 2004

² Minister of Women's Affairs 2006; 2007

³ Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims of 2005, Articles 10, 21. 本法には警察官、警察代理、憲兵、コミュニティ自治体、女性省職員、村長が裁判所記録を作成できる等の記述が見られるが、管轄の行政機関は、はっきりと定義されていない。

⁴ Ministry of Women's Affairs

⁵ Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims of 2005, Article 13 に、「所轄の機関は被害者に一時的シェルターを提供しなくてはならない」という記述が見られるが、公的なシェルターがあるかどうかは不明である。

⁶ 民間 NGO、Cambodian Women's Crisis Centre が3つのシェルターを保有している (Cambodian Women's Crisis Centre 2006a)。Cambodian Women's Crisis Centre のシェルターの活動報告については、Cambodian Women's Crisis Centre 2006b を参照。また、DV被害者へのサービスは、プノンペンや州都のみに限られている (アジア女性交流・研究フォーラム 2002:89-92 ページ)、多くの NGO が、家庭内暴力の被害者にカウンセリングや住居の確保などの支援をしている (クメール女性の声センター 2000:52 ページ) との報告もある。

⁷ Minister of Women's Affairs 2006

⁸ Ministry of Women's Affairs 2004

⁹ アジア女性交流・研究フォーラム 2002:21-23, 87-156 ページ

¹⁰ United Nations Development Fund for Women 2003

参考文献

アジア女性交流・研究フォーラム編 篠崎正美監訳・監修 2002 年『アジアのドメスティック・バイオレンス』明石書店

クメール女性の声センター 2000 年「カンボジアの武力紛争と女性に対する暴力：内戦中から現在まで」アジア女性資料センター『女たちの21世紀』24号 51-53 ページ

Cambodia National Institute of Statistics. 2004. "First Revision Population Projection for Cambodia 1998-2020." <http://statsnis.org/projcam/Summary.htm> (accessed on March 18, 2008)

Cambodian Women's Crisis Centre. 2006a. "Assisting Women in Crisis." http://www.cwcc.org.kh/assisting_woman_in_crisis.php (accessed on March 18, 2008)

Cambodian Women's Crisis Centre. 2006b. *CWCC Global Report 2006*. <http://www.cwcc.org.kh/downloads/CWCC%20Global%20Report%202006.pdf> (accessed on March 18, 2008)

Ministry of Women's Affairs. 2004, October. *The Progress Report on Implementation of Beijing Platform for Action on Women's Issues 1995-2005*. http://www.cities-localgovernments.org/uclg/upload/docs/CAMBODIA_English.pdf

Minister of Women's Affairs. 2006, October 5. "The National Action Plan to Combat Violence against Women Presentation by H.E. Dr. Lng Kantha Phavi" at the Government-Donor Coordination Committee (GDCC) meeting. http://www.cdc-crdp.gov.kh/cdc/gdccc/eighth_women_affairs.htm (accessed on March 18, 2008)

Minister of Women's Affairs. 2007, February 12. "Update on JMI for TWG-Gender, chaired by H.E Minister Ing Khanta Phavi" at the Government-Donor Coordination Committee (GDCC) Meeting. http://www.cdc-crdp.gov.kh/cdc/gdccc/ninth_mowa.htm (accessed on March 18, 2008)

United Nations Development Fund for Women. 2003. "Cambodia: Country Profile." *A Life Free of Violence: It's Our Right*. <http://unifem-eseasia.org/resources/others/domesticviolence/dvkit.htm>

Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims 2005 (Unofficial translation by the GTZ-Promotion of Women's Rights). Available on the website of Asia Pacific Forum on Women, Law and Development at http://www.apwld.org/pdf/cambodia_dv_victims2005.pdf (accessed on March 18, 2008)

基礎データ

国名	中華人民共和国		
人口	13 億 756 万人（2005 年） ¹		
関係法令	2001 年改正婚姻法 2005 年改正婦女權益保障法		
政府の方針	ドメスティック・バイオレンスに特化した方針はないが、「2001～2010 年中国女性發展綱要」(Program for the Development of Chinese Women 2001-2010) の中で言及されている。また、婦女權益保障法第 3 条で、国および各地方自治体の社会發展計画に女性の發展に関する方針を入れるように規定されている。		
関係行政機関	国務院		中国女性發展綱要を制定し、社会發展計画に組み入れる
	人民檢察院		法に基づき公訴を提起
	公安機關		被害者の申し出を受け、法に基づいて調査、加害者を行政処分
	人民法院		公判
	婦女連合会（国・各自治体レベル） 居民委員会・村民委員会（および所属部門）		各民族、各分野の女性の利益を代表し、保護 暴力阻止、調停
シェルター	公的	「2004 年全国婦女連合会の権利擁護工作会议で 415 ヶ所が報告されている」や「13 省 500 ヶ所、詳細は不明」という報告があり、公的シェルター、民間シェルターの別も存在するが、はっきりとした数とは不明である ² 。	
	民間		
関係 HP リンク	婦女連合会： http://www.women.org.cn/index.shtml		
備考	1990 年代より、全国婦女連合会および各地の婦女連合会が、女性被害者のためのホットライン、苦情投書箱、センターを開設している。また、大学や NGO が法律援助センターを開設している。省レベルの統計によると、NGO などが約 1,000 のホットラインを開設していると言う ³ 。		

¹ National Bureau of Statistics of China 2006

² NPO 法人全国女性ジェンターネット 2007:23 ページ、67 ページ

³ Government of People's Republic of China 2004:pp.22-23

参考資料

NPO 法人全国女性ジェンターネット 2007 年『[ノーモア DV] DV 根絶国際フォーラム・第 10 回全国ジェンターシンポジウム 2007 資料集』11 月 23 日～25 日

Government of People's Republic of China. 2004, June 10. "Consideration of Reports Submitted by States Parties Under Article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: Combined Fifth and Sixth Periodic Report of States Parties." CEDAW/C/CHN/5-6. New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/36sess.htm> (accessed on March 31, 2008)

National Bureau of Statistics of China. 2006. "Chapter 4-1 Population and Its Composition." *China Statistical Yearbook 2006*. <http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2006/indexeh.htm> (accessed on March 31, 2008)

"Program for the Development of Chinese Women 2001-2010." Available on the All-China Women's Federation website at http://www.womenofchina.cn/Policies_Laws/Policies/1458.jsp (accessed on March 31, 2008)

基礎データ

国名	インドネシア共和国	
人口	約 2 億 2,200 万人 (2006 年政府推計) ¹	
関係法令	2004 年家庭内暴力撲滅法 (Law of the Republic of Indonesia Number 23 of Year 2004 Regarding Elimination of Violence in Household)	
政府の方針	2000 年女性に対する暴力撲滅国家行動計画 (National Action Plan on the Elimination of Violence Against Women) ² 2006 年家庭内暴力被害者の回復実施と協力に関する政府規則 (Government Regulation of the Republic of Indonesia No 4. 2006 on the Implementation and Cooperation in Recovery Efforts for the Victims of DV) ³	
関係行政機関 ⁴	女性エンパワメント庁 女性保護副大臣 ⁵	家庭内暴力、人身取引撲滅の関係機関連携
	国家警察 刑事捜査課 女性と子どもサービス班、警察病院 ⁶	通報への対応、一時保護、起訴手続
	社会省 暴力被害者社会福祉・移住労働者保護局、社会復帰局 ⁷	緊急シェルター、被害者社会復帰プログラム、被害者支援、ソーシャルワーカー供給
	保健省 母親支援課、特別医療サービス局 ⁸	病院、地域保健センターでの医療支援
	裁判所	保護命令
	宗教省 宗教支援局 宗教問題課 家族紛争解決 ⁹	被害者に対する宗教的支援、カウンセリング・サービスの提供
シェルター	女性に対する暴力国家委員会 ¹⁰	大統領令で設置されている独立機関として、政府と NGO の連携、法制度改正への働きかけ、評価等
	16 ケ所 ¹¹	
関係 HP リンク	公的	明確な数は不明であるが、少なくとも 25 の市民団体が被害者のためのシェルターを保有している ¹² 。
	民間	
備考	女性に対する暴力国家委員会 : http://www.komnasperempuan.or.id/ 女性に対する暴力国家委員会を中心に、政府と NGO の協力推進が進められている。 2001 年の女性に対する暴力国家委員会の報告によると、ジョグジャカルタ市では暴力被害者へのサービスの提供が警察、私立病院、女性クライシス・センターの 3 者によって合意された。また、女性に対する暴力対策実施のため地方政府から助成金を受けている病院もある。病院間では、女性団体や政府機関との協定に基づいてネットワークが構築されてきており、病院間の非公式な協力関係も確立されつつある ¹³ 。	

- 1 外務省 2008
- 2 Government of Indonesia. 2005:p.25
- 3 National Commission Violence Against Women (Komnas Perempuan) 2007: p.34
- 4 「女性に対する暴力国家委員会」以外は、2008年3月3日付け Ministry of Women's Empowerment からの回答による。
- 5 State Ministry of Women Empowerment, Deputy Minister for Women's Protection
- 6 National Police, Division of Criminal Investigation, Service for Women and Children Unit, Police Hospitals
- 7 Department of Social Affairs, Directorate for Social Support for Victims of Violence and Protection of Migrant Workers, Directorate for Social Rehabilitation
- 8 Department of Health, Directorate for Services of Mothers, Directorate for Special Medical Services
- 9 Department of Religion Affairs, Directorate for Religious Assistance, Religion Affairs Offices, Board of Settlement of Family Disputes
- 10 National Commission Violence Against Women (Komnas Perempuan) のホームページより。
- 11 2008年3月3日付け Ministry of Women's Empowerment からの回答による。
- 12 National Commission Violence Against Women (Komnas Perempuan) 2007: p.29
- 13 コリボンソ 2001:42-44 ページ

参考文献

- 外務省 2008年2月「インドネシア共和国（基礎データ）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html> (2008年3月12日アクセス)
- コリボンソ、リタ・セレナ 2001年「インドネシアにおけるDVの法的枠組み」アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2001 ドメスティック・バイオレンスに対する取り組みと課題』現代人文社 38-44 ページ
- Government of Indonesia. 2005, July 25. "Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women Combined Fourth and Fifth Periodic Reports of States Parties, Indonesia." CEDAW/C/IDN/4-5 New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/reports.htm#i> (accessed on March 31, 2008)
- National Commission Violence Against Women (Komnas Perempuan). 2007, July. In Homes, Refugee Camps and the Judicial System: Violence Against Women from Region to Region—2006 Annual Notes on Violence Against Women. <http://www.komnasperempuan.or.id/public/English%20V%20Catatahun%2006.pdf> (accessed on March 31, 2008)

基礎データ

国名	ラオス人民民主共和国		
人口	580 万人（2006 年推計） ¹		
関係法令	2004 年女性の保護と人材開発法（Law on the Development and Protection of Women）		
政府の方針	不明		
関係行政機関		ラオス女性同盟 ²	ドメスティック・バイオレンス問題の全般
		カウンセリング機関、村落の調停機関 ³	調停と教育
		警察 ⁴	告訴の受理、調停、加害者の教育、逮捕
シェルター ⁵	公的	1 ヶ所	
	民間	0 と推測される	
関係 HP リンク	ドメスティック・バイオレンスに特化した政府ホームページはない模様		
備考	・ 公的シェルターは、政府が土地を寄贈し、アジア財団、在ラオス日本国大使館、ユニセフの資金援助によって建設された。施設スタッフはユニセフ支援のトレーニングを受け、被害者のカウンセリングを行うなどしている⁶。 ・ ラオス女性同盟は 2002 年 9 月に、国連女性開発基金とタイ・バンコクのホットライン財団センター（Hotline Foundation Center）の支援を受けて、女性に対する暴力の被害者のためのドロップ・イン・カウンセリング・センター（Drop-in Counseling Center）をヴィエンチャンに開設した。同センターでは、センターに来ることができない女性のために電話相談サービスも行っている⁷。 ・ ラオス女性の日常生活、保健衛生、家族制度についての統計資料のほとんどは、外国からの援助資金による研究団体・NGO などと、ラオス女性同盟の協力によって作成可能になったものである⁸。 ・ 国連女性開発基金がラオス女性同盟に対する人材育成支援を、UNDP がジェンダー支援を行っている⁹。		

¹ World Bank Group 2007

² 在日ラオス大使館によると、家庭内暴力問題を主に扱っているのはラオス女性同盟である。人身売買に関しては労働社会福祉省 (Ministry of Labour and Social Welfare) が管轄となっている (2008年2月6日の在日ラオス大使館からの回答に基づく)。ラオス女性連盟は、1975年12月、ラオス人民民主共和国の設立に伴い、ラオス女性の団結を促し、人民革命党の改革路線、国家の防衛、開発に協力させるための女性の全国的組織として発足した。ヴィエンチャンに本部をおき、各行政組織に支部が設けられ、活動の企画、運営にあたる女性たちは公務員である。そのメンバーになる条件は、国内・国外を問わず、18歳以上のラオス人女性で、女性同盟の規約に基づいて自発的に組織の活動に参加する者とされている。現在は、人民革命党内の唯一の女性組織として、女性の地位向上、権利、平等の確立を目指した活動を推進している (風野 2007:68-73 ページ)。また、国連女性差別撤廃条約の報告書でも、ラオス政府は、男女平等の実現は、国家機関による司法的処置に依るところもあるが、大部分はラオス女性同盟の管轄であるとしている。ラオス女性同盟は、およそ 800,000 人の職員をもつ巨大組織であり、女性や子どもたちの正当な権利の代弁者と政府から認識されており (Lao People's Democratic Republic 2003:p.9)、2004 年女性の保護と人材開発法の第 4 条にもその旨が記載されている。

³ Law on the Development and Protection of Women, Article 36

⁴ Law on the Development and Protection of Women, Article 35

⁵ 2005 年に「人身売買・DV 被害女性保護のためのシェルター」の建設が始まり、2006 年 1 月、国内初のシェルターを含むセンターが首都・ヴィエンチャンに開設された (Asia Foundation 2006)。在日ラオス大使館によると、現在、ラオスでドメスティック・バイオレンスに専門的に対処しているのはこのセンターのみであり、ラオス女性同盟が運営している。スタッフ 6 人が勤務しており、2006 年～2007 年の 2 年間に、518 人に対するカウンセリングが行われた (カウンセリング延べ回数: 3,486 回)。センターに併設されたシェルターの最大収容数 40 人だが、ラオスではこのような施設の数が少ないため、ラオス北部のシェンクワン県やルアンプラバン県から連絡が来ることもある。また、ウドムサイ県、ヴィエンチャン県、ヴィエンチャン特別市、サバナケット県、チャンパサック県において、カウンセリングのトレーニングを実施し、ドメスティック・バイオレンス被害者に対応できる人材を育成する動きも広がっている (2008 年 2 月 6 日の在日ラオス大使館からの回答に基づく)。

⁶ Asia Foundation 2006

⁷ United Nation Development Fund for Women 2003:p.3

⁸ 風野 2007:69 ページ

⁹ 2008 年 2 月 6 日の在日ラオス大使館からの回答に基づく。

参考文献

外務省 2008 年 2 月「インドネシア共和国 (基礎データ)」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html> (2008 年 3 月 12 日アクセス)

コリボンゾ、リタ・セレナ 2001 年「インドネシアにおける DV の法的枠組み」アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー 2001 ドメスティック・バイオレンスに対する取り組みと課題』現代人文社 38-44 ページ

Government of Indonesia. 2005, July 25. *Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women Combined Fourth and Fifth Periodic Reports of States Parties, Indonesia*. CEDAW/C/IDN/4-5 New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/reports.htm#i> (accessed on March 31, 2008)

National Commission Violence Against Women (Komnas Perempuan). 2007, July. *In Homes, Refugee Camps and the Judicial System: Violence Against Women from Region to Region—2006 Annual Notes on Violence Against Women*. <http://www.komnasperempuan.or.id/public/english%20V%20Catatahun%2006.pdf> (accessed on March 31, 2008)

基礎データ

国名	マレーシア	
人口	2,664 万人（2005 年推計） ¹	
関係法令	1994 年ドメスティック・バイオレンス法（1996 年施行）（Domestic Violence Act 1994） 1957 年既婚女性法（1994 年修正）（Married Women Act 1957）	
政府の方針	第 9 次マレーシア 5 カ年計画（2006-2010）「第 13 章：女性と開発」 ² （Ninth Malaysia Plan 2006-2010, Chapter 13） 女性行動計画（Women's Action Plan）	
関係行政機関 ³	女性・家族・地域共同体開発省 社会福祉局 ⁴	被害者の保護 ⁵ 、加害者更生 ⁶ 、保護命令運用のための関係省庁の連携 ⁷
	警察	加害者の検挙、被害者の保護、住居専有命令の発行 ⁸
	裁判所	保護命令など
	首相局イスラム宗教部 ⁹	イスラム教徒の加害者更生 ¹⁰
シェルター	保健省 ¹¹	暴力の予防
	公的	明確な数は不明である ¹² 。
	民間	2000 年現在 75 ケ所という報告があるが、明確な数は不明である ¹³ 。
関係 HP リンク	ドメスティック・バイオレンスに特化したホームページは不明だが、女性・家族・地域共同体開発省（Ministry of Women and Family Development）のホームページが、女性政策全般を扱っている。 女性・家族・地域共同体開発省： http://www.kpwkm.gov.my/	
備考	・女性・家族・地域共同体開発省は、NGO に財政支援をしたり事業に協力したりすることで、女性や子どもの福祉増進を図っている。同省は NGO とともに、女性に対する暴力の撤廃を訴えるキャンペーンを積極的に繰り広げてきた¹⁴。 ・女性団体国民評議会¹⁵は、「開発における女性」に関して果たした役割が政府に認められたことから、女性や子ども、また予算編成に先立つ話し合いなどの主要な政府の審議会すべてに代表を送りこむようになった¹⁶。 ・ドメスティック・バイオレンス法の実施後、政府は NGO が運営していた避難所に資金援助を行うようになった¹⁷。	

1 外務省 2008

2 Economic Planning Unit Prime Minister's Department 2006

3 Ministry of Women and Family Development 2005

4 Ministry of Women and Family Development, Social Welfare Department

5 Domestic Violence Act, Section 19

6 Domestic Violence Act, Section 11

7 ジョサイアー、アイヤー 2001:62 ページ

8 Domestic Violence Act, Section 19

9 Islamic Affairs Division of the Prime Minister's Department (BAHIS)

10 Domestic Violence Act, Section 11

11 Ministry of Health

12 以下の記述が散見される。

・政府のシェルターは貧困者、身体障害者、高齢者、捨てられた者を含む女性や少女のための家であり、家庭内暴力の被害者に特定した政府シェルターはみられない(ジョシア 2000:34 ページ)。

・ドメスティック・バイオレンス法の制定に伴い、政府の福祉事務所は、必要な場合はシェルターを提供して被害者の支援にあたらなければならないと規定された。直ちにシェルターが必要な場合は、女性はずっと福祉事務所に行く。そこで福祉官が警察報告書の作成を手伝い、女性と子どものために一時的シェルターを手配し、医療ケアの手配をする (ジョシア 2000:34 ページ; ジョサイアー、アイヤー 2001:61 ページ)。

・1994 年に政府の病院の事故・緊急対応ユニットに設置された立ち寄り緊急支援センターは、家庭内暴力を保健問題として定義している点で他国より先んじている (ジョシア 2000:34 ページ)。

・DV 被害者が全手続を終えられる初のワンストップ避難センターは、1986 年にクアラルンプールの国立病院に設置された。2 つ目は、8 年後にクアラルンプールの総合病院に開設された。1996 年に保健省 (Ministry of Health) は、すべての国立病院にワンストップ避難センターを設置すると宣言した (UNIFEM 2003)。その後、ワンストップ避難センターがすべての国立病院に併設され、NGO の助けによって運営されている (女性団体国民評議会 2005:48 ページ)。

・マレーシア政府は家庭内暴力の被害者のためのサービスとして、女性と子どもに対する暴力 (特にレイプと家庭内暴力) に対処するためのワンストップ避難センターをすべての州に設置している (UNIFEM 2003)。

13 以下の記述が散見される。

・女性のための避難所を提供するために 1981 年に結成された NGO、女性救援機構 (Women's Aid Organization) が、1982 年 9 月に、マレーシア初の避難所である女性救援機構避難センター (The WAO Refuge) を開設した。1991 年には第二のセンターとして、自立した生活を送ることを決めた女性の子どもを収容するための、児童ケア・センターを設立した。かつてシェルターの住人であった子どもたちを対象にした奨学金プログラムと、シェルターに助けを求める女性たちへの少額ローン・プログラムを開始した (ジョシア 2000:33 ページ; ジョサイアー、アイヤー 2001:62 ページ; 田村 2004:95 ページ)。

・NGO が運営する避難所は、2000 年現在 75 ヶ所 (田村 2003:54 ページ)。

・2002 年に「女性に対する暴力」に関する国家的キャンペーンが行われ、すべての州にボランティア組織が設立された。約 300 人のこれらボランティア組織のメンバーは、被害者保護や暴力防止のための啓蒙活動に必要な訓練を受け、地域のサービスセンター・病院・シェルターに配置された (Economic Planning Unit Prime Minister's Department 2006: pp.281-294)。

14 女性団体国民評議会 2005:27-28、48-50 ページ

15 1963 年発足。国の開発の中で女性の地位を向上させるための諮問機関として設立され、2005 年現在、マレーシア各地の 115 団体が加盟。マレーシア最大の女性 NGO の連合組織として、女性への暴力防止に関して法の整備や改正を求め、ロビー活動を行ってきた。

16 女性団体国民評議会 2005:50-51 ページ

17 田村 2003:54 ページ

参考資料

- 外務省 2008 年 2 月「マレーシア（基礎データ）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/data.html> (2008 年 3 月 13 日アクセス)
- ジョサイアアー、アイビ、シヨバ・アイヤー 2001 年「D V 禁止法に関するマレーシアの経験」アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2001 ド
メステイック・バイオレンスに対する取組みと課題』現代人文社 57-64 ページ
- ジョシア、アイビー 2000 年「マレーシアにおける家庭内暴力」女性のためのアジア平和国民基金『ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには：専門家会議報告書』
28-31 ページ
- 女性団体国民評議会著、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム訳 2005 年『マレーシアの女性：アジア女性シリーズ No.11』アジア女性交流・研究フォーラム
- 田村慶子 2003 年「マレーシアの NGO とジェンダーの主流化」アジア女性交流・研究フォーラム『アジア女性研究』第 12 号 50-58 ページ
- 田村慶子 2004 年「マレーシアの NGO とジェンダーの主流化：エスニックな分断を超えて」田村慶子・織田由紀子編著『東南アジアの NGO とジェンダー』明石書店 83-116
ページ
- United Nations Development Fund for Women (UNIFEM). 2003. "Malaysia Country Profile." *A Life Free of Violence: It's Our Right*.
<http://www.unifem-eseasia.org/resources/others/domesticviolence/dvkit.htm> (accessed on March 17, 2008)
- Economic Planning Unit Prime Minister's Department. 2006. "Women and Development." *Ninth Malaysia Plan 2006-2010*. Chapter 13. pp.281-294
<http://www.epu.ipm.my/rm9/english/Chapter13.pdf> (accessed on March 17, 2008)
- Ministry of Women and Family Development. 2005. "IV. Women and Family." *Women's Action Plan*.
http://www.kpwkm.gov.my/temp2/pfl_kpwkm_pelantindakan05.asp (accessed on March 17, 2008)
- Laws of Malaysia Act 521 Domestic Violence Act 1994. Available on the Parliament of Malaysia website at <http://www.parlimen.gov.my/actindexbi/pdf/ACT-521.pdf>
(accessed on March 14, 2008)

基礎データ

国名	ミャンマー		
人口	5,322 万人 ¹		
関係法令	配偶者からの暴力に関する特別法はない ² 。		
政府の方針	1996 年に政府は、北京女性国際会議行動計画と将来の女性発展のためのプログラムを施行に向けて「女性のための国家委員会（Myanmar National Committee for Women's Affairs: MWCWA）」を立ち上げ、女性に対する暴力を減らすことを目標としている ³ 。		
関係行政機関		女性のための国家委員会 ⁴ （MWCWA）	政策策定
		女性の問題連盟 ⁵ （MWAF）	女性生活の向上と保護
シェルター	公的	シェルター数は不明。公的か民間かは不明だが、すべての行政区（タインと呼ばれる管区およびピーネーと呼ばれる州）に女性に対する暴力被害者向けのカウンセンシング・センターが設置されている ⁶ 。	
	民間	不明。	
関係 HP リンク	政府による女性に対する暴力に特化した HP はない模様。		
備考	特記なし		

¹ 外務省 2008

² Department of State 2007

³ Kyu 2005: pp.244-245

⁴ Myanmar National Committee for Women's Affairs

⁵ Myanmar Women's Affairs Federation

⁶ Kyu 2005: p.244

参考資料

外務省 2008 年 2 月 「ミャンマー連邦（基礎データ）」 <http://www.mofa.go.jp/mofai/area/myanmar/data.html> (2008 年 3 月 13 日アクセス)

Kyu, Nilar and Atsuko Kanai. 2005. "Prevalence, Antecedent Causes and Consequences of Domestic Violence in Myanmar." Asian Journal of Social Psychology, 8: pp.244-271.

US Department of State, Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor. 2007, March 6. "Burma: Country Reports on Human Rights Practices – 2006." <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78768.htm> (accessed on March 7, 2008)

基礎データ

国名	フィリピン共和国		
人口	8,310 万人（2006 年推計） ¹		
関係法令	2004 年女性とその子どもに対する暴力防止法（Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004）		
政府の方針	ジェンダーに敏感なフィリピン開発計画（Philippine Plan For Gender-Responsive Development 1995-2025）「第 1 部 開発の枠組み」「第 5 部 特定分野：第 19 章 女性に対する暴力」 ²		
関係行政機関 ³	社会福祉開発省 ⁴		被害者保護、加害者更生
	保健省 ⁵		被害者の治療・保護
	国家捜査局・女性と子どもに対する暴力部 ⁶		捜査・被害者保護
	フィリピン国家警察 女性・子どものための保護デスク ⁷		被害者保護、加害者の検挙
	フィリピン女性の役割全国委員会 ⁸		啓発
シェルター	公的	社会福祉開発省が運営する「The HAVEN」と呼ばれるシェルターが全国に 12 ヶ所あり、暴力の被害女性の他、未婚の母や被扶養者を保護し、カウンセリング・サービスなどを実施している ⁹ 。	
	民間	明確な数は不明である ¹⁰ 。	
関係 HP リンク	フィリピン女性の役割全国委員会： http://www.ncrfw.gov.ph/		
備考	・ 1993 年に、NGO が連合して KALAKASAN と称し、行政とともに、Project HAVEN¹¹ と呼ばれる取り組みを始めた。 ・ Lihok Pilipina（NGO 団体、在セブ市）は、市政府と共同でシェルターを運営している¹²。		

- 1 World Bank 2007
- 2 フィリピン大統領府フィリピン女性の役割全国委員会 1997: 72-74,97-112 ページ
- 3 NCRFW 2005: pp.88-91 を参考に作成
- 4 Department of Social Welfare and Development
- 5 Department of Health
- 6 National Bureau of Investigation, Violence against Women and Children Division
- 7 Philippines National Police, Women and Children's Desk
- 8 National Commission on the Role of Filipino Women
- 9 2008年3月10日付 Department of Social Welfare and Development, Policy Development and Planning Bureauからの回答に基づく。また、保健省はWomen and Children Protection Program を全土44の国立病院で制度化、現在ではWomen and Children Protection Unit (WCPU)と呼ばれ、各ユニットは被害者へのヘルスクエアを24時間体制で迅速に提供している。WCPUの医師が暴力の被害者女性・子どものニーズに能力・思いやりを持って対応するためのトレーニングプログラムの開発も行った(NCRFW 2005: p.88)
- 10 Sobritchea 2004:49-62 ページにジェンダー問題や人権にかかわる団体がリストアップされており、それら団体のいくつかは、シェルターを提供していることが明記されている。しかしシェルターの数や、DV被害者用のシェルターであるか、などは不明である。
- 11 正式名称は、Hospital-Assisted Crisis Intervention for Women Victims/Survivors of Violent Environments。
同プロジェクトは、国立病院を拠点とする女性への暴力被害者のための治癒センターを検証。その成果は、様々な政府機関における女性への暴力被害者への適切な対処のプロトコル開発や、病院を拠点とするクライシス・センター設立のためのビデオ・マニュアルの開発につながった(NCRFW 2005)。Project HAVENは病院を基盤とした危機介入センターであり、医療や法的サービス、また被害者が必要とするサービスをすべて1ヶ所で提供する「ワンストップショップ」として機能している (ASEAN Secretariat 2001: pp.58-59; クマラスワミ 2001:91 ページ)。
- 12 2008年2月のCarolyn I. Sobritchea氏からの回答に基づく。NGOは、政府が認識する前から家庭内暴力を公的問題と位置づけ、教会グループとともにサービス提供を行ってきた。政府機関や地方自治体は、暴力の女性被害者を支援するにあたって NGO によるプログラムに倣ってきた (NCRFW 2005)。

参考文献

- クマラスワミ、ラディカ 2001年「家庭内における女性に対する暴力：ラディカ・クマラスワミ国連人権委員会特別報告者 報告書 (抜粋)」アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2001 ドメスティック・バイオレンスに対する取組みと課題』現代人文社 82-94 ページ
- フィリピン大統領府フィリピン女性の役割全国委員会、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム編 1997 年「フィリピンの女性」『アジア女性シリーズ No.5』財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
- ASEAN Secretariat. 2001. *The Advancement of Women in ASEAN, 2nd Regional Report*.
National Commission on the Role of Filipino Women (NCRFW). 2005. *Report on the State of Filipino Women 2001-2003*.
http://www.ncrfw.gov.ph/inside_pages/downloads/reports/rsfv2001to2003/default.htm (accessed on February 28, 2008)
- Sobritchea, Carolyn I. 2004. "Gender Assessment of USAID/Philippines Strategy for 2005-2009."
http://philippines.usaid.gov/documents/about/strategy_gender_assessment_05_09.pdf (accessed on March 18, 2008)
- World Bank. 2007, April. "Philippines Data Profile." *World Development Indicators Database*.
<http://devdata.worldbank.org/external/CPPProfile.asp?PTYPE=CP&CCODE=PHL> (accessed on March 18, 2008)

基礎データ

国名	大韓民国
人口	約 4,900 万人 (2007 年 10 月現在) ¹
関係法令	家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法 (1997 年制定、1998 年施行) 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律 (1997 年制定、1998 年施行)
政府の方針	配偶者からの暴力に関してのみの具体的な方針はないが、女性家族府 (当時) の『ビジョン 2030 力点推進課題』の中に、「性売買防止政策転換・女性暴力被害総合的 ワンストップ支援体系用意」として、金大中政権では女性保護が中心であった DV 問題対応を系統的な支援方法に転換するというような大まかな方針がある ² 。
関係行政機関	女性部 ³
	地方公共団体 (特別市、広城市、道、市、郡、自治区)
	法院 (大法院、高等法院、地方法院、家庭法院など)
	警察 生活安全課
シェルター	公的 1 ケ所 ⁴
	民間 57 ケ所 ⁵
関係 HP リンク	女性部 : http://www.mogef.go.kr/ 口生保護公団 : http://www.mojra.or.kr/ 法制処 : http://www.klaw.go.kr/
備考	シェルターは国が費用を全面的に負担しているが、民間が運営している ⁶ 。 360 か所ある相談所は大部分が民間運営で、一部国の補助金が支給されている ⁷ 。

¹ 外務省 2008

² 前政権（金大中）から現政権（盧武鉉）に移行する際の政策方針の図が提示されている（Ministry of Gender Equality）

³ Ministry of Gender Equality; 2008 年 2 月末日に、前身の女性家族部が女性部と家族部に分離された。

⁴ NPO 法人全国女性ジェンダーネット 2007:29 ページ

⁵ 同上:28 ページ

⁶ 同上:28 ページ

⁷ 同上:26 ページ

参考文献

外務省 2008 年 3 月「大韓民国（基礎データ）」<http://www.mofa.go.jp/mofai/area/korea/data.html>（2008 年 3 月 13 日アクセス）

NPO 法人全国女性ジェンダーネット 2007 年『「ノーマア DV」 DV 根絶国際フォーラム・第 10 回全国ジェンダーシンポジウム 2007 資料集』11 月 23 日～25 日

Ministry of Gender Equality. “Policy Change.” http://www.mogef.go.kr/htmleng/vision2030_eng/1_contents01.html (accessed on March 13, 2008)

基礎データ

国名	シンガポール		
人口	458 万 8,600 人（内、国民・永住者は 358 万 3,100 人）（2007 年推計） ¹		
関係法令	1996 年改正女性憲章（Women's Charter）（1997 年施行）		
政府の方針	2001 年に、地域開発スポーツ省(当時)が 5 カ年計画を策定 ² 。当初の 5 年間で終了した後、地域開発青年スポーツ省が、以下の 3 つの目標を設定している ³ 。 1. 民間福祉団体との連携の下、安全で安心できる環境作りの促進 ⁴ 、2. 連携団体の専門家養成 ⁵ 、3. 啓発活動の促進 ⁶		
関係行政機関		地域開発青年スポーツ省リハビリテーション、保護、施設サービス局 ⁷	広報啓発、研修、被害者保護、加害者更生
		シンガポール警察運用部 ⁸	加害者の検挙
		下級裁判所家庭法廷 ⁹	保護命令制度、カウンセリング・プログラム
シエルター	公的	0 ヶ所	
	民間	3 ヶ所（政府が運営費の 50%を助成） ¹⁰	
関係 HP リンク	地域開発青年スポーツ省： http://app.mcys.gov.sg/web/faml_supfam1_familyprotection.asp シンガポール政府： http://fcd.ecitizen.gov.sg/FamilyNCommunitySupport/StopFamilyViolence/		
備考	・ 「『多くの手による支援』アプローチ」 ("Many Helping Hands" Approach) を採り、民間福祉団体および関係機関の緊密な連携を促進している¹¹。 ・ 地域開発青年スポーツ省は 1999 年に、「シンガポールにおける家族間暴力ケースの統合管理」(Integrated Management of Family Violence Cases in Singapore) と題されたマニュアルを作成し、関係行政機関や NGO の役割、対応、手続等を定め、定期的に更新している¹²。 ・ シンガポール内に 36 カ所設置されている家族サービスセンター（Family Service Centre）で、被害者のカウンセリングやケースワーク、電話ホットラインなど被害者援助を行っている。家族サービスセンターは、地域開発青年スポーツ省の所管団体であり、同省からの助成を受けて民間福祉団体が運営している¹³。		

- ¹ Singapore Department of Statistics 2008
- ² Ministry of Community Development, Youth and Sports 2004: p.55
- ³ 2008 年 2 月 26 日付け Ministry of Community Development, Youth and Sports, Family Policy Unit, Women's Desk からの回答に基づく。
- ⁴ 意職啓発と被害者・加害者へのサービスの拡充の中心として活動する民間福祉団体を座長とし、6 つの家族間暴力検討委員会を開催。被害者の安全確保と刑務所内での家族間暴力加害者に対するカウンセリング・サービスを提供するべく、警察、刑務所、民間福祉団体との連携を進めている(同上)。
- ⁵ 義務カウンセリング・プログラム実践ガイドを作成、関係機関の専門性の基準を高めるため、家族間暴力カウンセリング資格プログラムを発足させた(同上)。
- ⁶ メディア広告や啓発に加えて、民間福祉団体と協同し、家族間暴力に対する意識向上をはかるために、住宅地での巡回公演、学校での演劇・展示巡回、学校・図書館・草根団体への啓発資料の配布を行っている(同上)。
- ⁷ Ministry of Community Development, Youth, and Sports, Rehabilitation, Protection and Residential Services Division
- ⁸ Singapore Police Force, Operations Division: 運用部の主な業務範囲は、各地域の所轄署運営、地域社会参画、許可承認である(Singapore Police Force 2006)。
- ⁹ Subordinate Court of Singapore, Family Court: 女性憲章第 65 条では、下級裁判所の地区法廷、治安裁判官法廷が管轄となっているが、実際の運用は 1995 年に設立された家庭法廷が担っている。
- ¹⁰ Mathi 2008; Wong 2008; United Nations Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women 2007:p.4, para. 24; 2008 年 2 月 26 日付け Ministry of Community Development, Youth and Sports, Family Policy Unit, Women's Desk からの回答に基づく。
- ¹¹ Ministry of Community Development, Youth, and Sports 2007a:pp.8-10
- ¹² 同上:p.11
- ¹³ Ministry of Community Development, Youth and Family 2007b

参考文献

- Mathi, Braema. 2008, January 17. "No Room for Abused Women at Shelters." *Straits Times*. <http://www.asiaone.com/Just%2BWoman/News/Women%2BIn%2BThe%2BNews/Story/A1Story20080122-46140.html> (accessed on January 25, 2008)
- Ministry of Community Development, Youth and Sports. 2004. "United Nations Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Thirty-nine Session, Consideration of reports submitted by States Parties under Article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Third Periodic Report of States Parties." CEDAW/C/SGP/3. New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/reports.htm#s> (accessed on January 25, 2008)
- Ministry of Community Development, Youth and Sports. 2007a. *Protecting Families from Violence: The Singapore Experience*. http://www.mcys.gov.sg/MCDSFiles/Resource/Materials/MCYS_ProFam.pdf (accessed on March 31, 2008)
- Ministry of Community Development, Youth and Sports. 2007b. "Family Services Centre." http://app.mcys.gov.sg/web/fam1_supfam1_familyservicesctr.asp (accessed on March 31, 2008)
- Singapore Department of Statistics. 2008, February 4. "Population (Mid-Year Estimates)." <http://www.singstat.gov.sg/stats/themes/people/hist/popn.html> (accessed on March 31, 2008)
- Singapore Police Force. 2006. "About Us—Overview, Operations Department." <http://www.spf.gov.sg/abtspf/ops.htm> (accessed on January 25, 2008)
- United Nations Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Thirty-nine Session. 2007. "Summary Record of the 803rd Meeting." CEDAW/C/SR.803(A). New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/39sess.htm> (accessed on January 31, 2008)
- Wong, Jason, Director, Rehabilitation, Protection and Residential Services, Ministry of Community Development, Youth and Sports. 2008, January 23. "Shelter for Abused Women Always Available." *Strait Times*. http://www.straitstimes.com/ST%2BForum/Story/STIStory_199090.html (accessed on January 31, 2008)

基礎データ

国名	タイ王国		
人口	6,242 万人（2005 年） ¹		
関係法令	2007 年ドメスティック・バイオレンス被害者保護法（Domestic-Violence Victim Protection Act B.E. 2550）		
政府の方針	「女性の開発計画」（女性への暴力撲滅方針が記載されている） ² 1999 年 6 月 29 日内閣決議「女性への暴力に関する問題を解決する 8 手段」 ³ 2000 年「子どもと女性に対する暴力を撲滅する政策と方針」 ⁴		
関係行政機関		タイ女性国立協議会 ⁵	女性問題一般、啓発
		社会開発人間保護省 女性問題と家族開発局 ⁶	被害者女性・子ども保護、健全な家族生活の普及・開発
		司法省 ⁷	法整備
		官廷タイ警察 ⁸	家族間暴力防止キャンペーンへも参加
シェルター	公的	不明 ⁹	
	民間	民間 NGO の活動は活発であるが、数は不明。シェルターもそれぞれが提供しているものと思われる。	
関係 HP リンク	社会開発人間保護省 女性問題と家族開発局 ジェンダー情報センター： http://www.gender.go.th 女性に対する暴力に関するデータ： http://www.violence.in.th/		
備考	一般に女性には NGO を通じて、司法に関する無料サービスが行なわれている。		

1 外務省 2008

2 Women's Development Plan (Ministry of Social Development and Human Security, Office of Women's Affairs and Family Development Ministry of Social Development and Human Security)

3 "Eight Measures to Solve Problems Concerning Violence against Women" (Government of Thailand 2004: p.23)

4 "Policies and Plans to Eradicate Violence against Children and Women" (Government of Thailand 2004: p.23)

5 National Council of Women of Thailand

6 Ministry of Social Development and Human Security, The Office of Women's Affairs and Family Development

7 Ministry of Justice

8 Royal Thai Police

9 シェルターの数は不明だが、具体的な政府の活動として以下があげられる。

- ・ 女性に対する暴力の被害者を支援するワン・ストップ・クライシス・センターがいくつかの病院に設置され、医療・カウンセリング・サービスや、福祉や法関係の問題に対応している。
- ・ 公共福祉局 (Department of Public Welfare) が 24 時間ホットラインセンターを設置。また、1993 年からは経済的な問題を抱える子ども、女性、高齢者向けの電話サービス「ハッピー・ライン」を開設。
- ・ 警察が「子ども青年女性保護センター」(Center for the Protection of Children, Youth and Women)を 1998 年に設置し、行政機関、民間団体の連携をはかり、虐待や性暴力の被害者支援を行っている。設置箇所は、バンコク他 3 地域にとどまっている(Government of Thailand 2004: pp.23-24)。
- ・ 2003 年より、家族相談と家族に関する取り組みが 1,860 の地域家族開発センターで行なわれ、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発活動を行っている (Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2005: p.6)。

参考資料

外務省 2008 年 2 月「タイ王国 (基礎データ)」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html> (2008 年 3 月 13 日アクセス)

Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Pre-session Working Group (Thirty-fourth session). 2005. "Responses to the List of Issues and Questions for Consideration of the Combined Fourth and Fifth Periodic Report Thailand." CEDAW/C/THA/Q/4-5/Add.1. New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/34sess.htm> (accessed on March 18, 2008)

Government of Thailand. 2004. "Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women—Combined Fourth and Fifth Periodic Report of States Parties—Thailand." CEDAW/C/THA/4-5. New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/34sess.htm> (accessed on March 18, 2008)

Ministry of Social Development and Human Security, Office of Women's Affairs and Family Development. Year unknown. "Women's Development Plan." http://www.gender.go.th/eng/policy/women_develop.htm (accessed on March 18, 2008)

National Council of Women of Thailand. <http://www.thaiwomen.or.th/> (accessed on March 18, 2008)

Ministry of Social Development and Human Security, The Office of Women's Affairs and Family Development. <http://www.women-family.go.th/home.htm> (accessed on March 18, 2008)

基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国		
人口	約 8,416 万人（2006 年） ¹		
関係法令	2007 年ドメスティック・バイオレンス防止管理法（Law on Domestic Violence Prevention and Control）（2008 年施行予定）		
政府の方針 ²	2006～2010 年社会経済発展計画（Plan for Socio-Economic Development, 2006-2010） 2005～2010 年ベトナム家族計画（Strategy for Vietnamese Family Planning for 2005-2010） 2010 年ベトナム女性の向上のための国家戦略と行動計画（National Strategy and Plan of Action for Advancement of Vietnamese Women by 2010）		
関係行政機関	司法省 ³	法の起草 ⁴	
	文化スポーツ観光省家族局 ⁵	ドメスティック・バイオレンス防止管理法施行既定を規定する命令の起草 ⁶	
	ベトナム女性向上委員会 ⁷	女性関連法・方針の施行の促進と監視、関係行政機関の連携 ⁸	
シェルター	公的	不明	
	民間	国内の女性団体や国際 NGO により、シェルターが設置されているが、はっきりとした数は不明 ⁹ 。 また、国連人口基金とスイス開発協力庁が、地域で民間住宅を短期間のシェルターとして利用するプロジェクトを立ち上げ、14 地区 42 軒の住宅で試運用を行っている ¹⁰ 。	
関係 HP リンク	不明		
備考	・ 立法部門や司法省（Ministry of Justice）、ベトナム弁護士協会（Viet Nam Lawyers' Association）、NGO が法律相談や結婚・家族カウンセリングを行うセンターが、数都市・町に設置されている。しかし一般には広く浸透していない¹¹。 ・ ベトナム政府は、ドメスティック・バイオレンス被害者救済のため NGO の活動を助成している¹²。		

- 1 外務省 2008
- 2 A Group of Vietnamese Non-Governmental Organizations 2006:p.14
- 3 Ministry of Justice
- 4 United Nations Development Fund for Women 2003
- 5 Ministry of Culture, Sport and Tourism, Family Department
- 6 Centre for Community Socio-economic and Environmental Development 2008
- 7 National Committee For the Advancement of Women in Viet Nam
- 8 National Committee For the Advancement of Women in Viet Nam
- 9 2007年初頭に、ベトナムで初となるジェンダーに基づく暴力 (Gender Based Violence) 被害者のためのシエルターが開設された。このシエルターでは、ドメスティック・バイオレンスの被害者と人身取引の被害者へのサポートが行われている (United Nations Population Fund 2007:p.48; Huong 2007)。
- 10 ドメスティック・バイオレンス被害者のためのシエルターは、2007年以前から存在している (United Nations Population Bank 2005: p.49)。また、ベトナム女性連盟 (Vietnam Women's Union) は、ドメスティック・バイオレンス被害者のためのシエルターを数ヶ所設置しようとして計画中である (2008年2月25日付け Vietnam Women's Union 2008 からの回答に基づく)。
- 11 カウンセリング・チームや地域で影響力を持つ住民の自宅を「信頼できる住所」(trusted address) と呼び、被害女性の一時的なシエルターとして設定している。被害女性が「信頼できる住所」に滞在している間、カウンセリング・チームが夫 (加害者) と面会し、対処の方法を判断する (United Nations Population Fund 2007:p.48)。
- 12 United Nations Development Fund for Women 2003
- 13 Vietnam Women's Union 2008

参考文献

- 外務省 2008 「ベトナム社会主義共和国 (基礎データ)」 2008年2月 <http://www.mofa.go.jp/mofai/area/vietnam/data.html> (2008年3月18日アクセス)
- A Group of Vietnamese Non-Governmental Organizations. 2006. *Report of Non-Governmental Organizations Regarding Implementation of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW) in Viet Nam.* <http://www.unifem-eseasia.org/projects/Cedaw/docs/countryreports/vietnam/2007/final%20NGO%20report%20on%20CEDAW%20implementation.Vietnam%2006.Eng.pdf> (accessed on March 18, 2008)
- Centre for Community Socio-economic and Environmental Development. 2008. "Consultative Workshops on the Decree Guiding Implementation of the New Laws on Prevention of Domestic Violence." <http://www.csecd.org.vn/en/viewdetail.asp?id=79> (accessed on March 18, 2008)
- Huong, Minh. 2007, June 29. "Domestic Violence Troubles Families." *Viet Nam News.* <http://vietnamnews.vnagency.com.vn/showarticle.php?num=02SOC290607> (accessed on March 18, 2008)
- United Nations Population Fund (UNFPA), Country Technical Services Team for East and South-East Asia. 2007. *Addressing Gender-Based Violence in East and South-East Asia*. Bangkok: Thailand.
- United Nations Development Fund for Women (UNIFEM). 2003. "Vietnam Country Profile." *A Life Free From Violence: It's Our Right!* <http://unifem-eseasia.org/resources/others/domesticviolence/dvkit.htm> (accessed on March 18, 2008)
- Asian Development Bank (ADB). 2005, November. *Viet Nam Gender Situational Analysis: A Report Produced for the Asian Development Bank (ADB).* <http://www.adb.org/Documents/Reports/Country-Gender-Assessments/vie.asp>